第１章　千葉大学創設への胎動

第１節　敗戦と教育政策の転換

1.　連合国軍総司令部（G.H.Q）の教育政策と教育基本法の制定

昭和20年（1945）10月、連合国軍総司令部（G. H. Q）は、「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」を指令したが、これは戦後のわが国の教育に関する基本原則を示した最も重要なものであった。

それは、軍国主義的教育の禁止や議会政治・国際平和・個人の権威・思想や信教の自由の如き教育原則の確立を目指すとともに、占領政策の理解の普及を図ったものであった。

この指令につづいて、「教育及ビ教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」という指令が出され、それに基づいて「教職員の除去、就職禁止及復職等の件」の勅令が公布されて、教職員の適格審査が行われた。

更に、思想や信教の自由については、国家神道に関して、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」という指令が出され、信教の自由の確立が図られた。

更に教科内容について、引つづいて「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」という指令が出され、軍国主義教育に重要な役割を果したとみられたこの３教科の停止が指示されたのである。

以上の４つの指令による施策は、いわば敗戦直後のわが国の現状に対応するための応急の措置として、どちらかといえば民主主義を阻害する傾向を禁止するという消極面が強かったといってよい。

これに対して、昭和21年(1946)３月に来日した第１次米国教育使節団の『報告書』は、新たな民主教育を推進するという建設的なものであった。

それは、６章より成る長文のもので、その内容は、教育の目的や内容・国語の改革・初等中等学校教育・教員養成・成人教育・高等教育など教育全般に関するものであった。

その第６章「高等教育」においては、高等教育が少数者の特権ではなく、多数者のために開かれねばならぬことや、専門教育に対して幅広い一般教養の重要性が説かれ、また大学の自治、学資のない有能な学生への奨学制度の拡充、男女就学の平等、教育研究施設の充実の必要性が指摘されて、教育の機会均等の原則が明確に打出されているが、これは、わが国の明治以降の高等教育制度に対する画期的な提言であった。

さて教育刷新委員会の発足に伴って、その第一特別委員会は、前後12回に及ぶ会議を開き、教育勅語や教育の根本理念、及び教育基本法の内容について検討を行い、昭和21年11月の第13回総会の議を経て、同12月に第１回建議をなした。

それは、教育基本法の制定の必要あることを指摘し、教育の理念については、「教育は、人間性の開発を目ざし、民主的平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳をたっとび、勤労と調和を重んずる、心身共に健康な国民の育成を期する」にあるとした。

また教育の方針については、「教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力とによって、文化創造と発展とに貢献するよう努めなければならない」ことを指摘した。

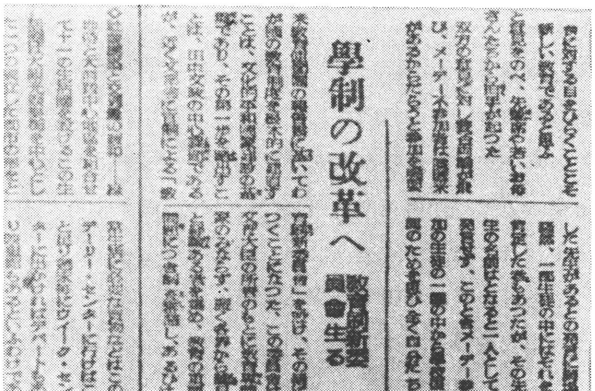
學制の改革へ
教育刷新委員會生る

教育刷新委員会発足（朝日新聞　昭和21年５月24日）

教育基本法は、昭和22年(1947）３月31日に公布された。

この教育基本法は、これと同時に公布された学校教育法

とともに、教育の基本をなす理念や原則及び6・3・3・4の新教育制度に法的な根拠を与えたのである。

さて学校教育法第5章は、大学に当てられているが、この法律の公布に伴い、帝国大学令(大正8年)、大学令(大正7年)、高等学校令(大正7年)、専門学校令（明治36年)、師範学校令（昭和18年）の戦前の高等教育に関する諸勅令は廃止された。そして戦前にあっては大学は国家に須要なる学術研究・教授の場として高等学校以下の教育機関と区別されていたが、いまやこの法律によって、大学は幼稚園、小学校からはじまる学校制度の一環として統一的にとらえられることとなった。

この法律において大学の目的とするところは、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることとなり、学術の中心として、社会の中心としての役割をになうことが、新しい大学の姿となったのであった。

大学には重要な事項を審議するために教授会を置かなければならず、教授会の組織には、教授のほか、助教授その他の職員（講師、助手を含む）を加えることが法的に保障され、学園が民主化される可能性の一つができたといえる。

2.　大学基準協会と大学基準の答申

教育基本法、学校教育法が公布され、統一的な教育の方向が打ち出されて後、大学設置の基準作成が具体的課題となってきた。ＣＩＥの強力な指導のもとに、文部省は、昭和21年（1946）10月29日、文部省を会場として「大学設立基準設定に関する協議会」を開いた。委員は国立大学5名（小池敬事千葉医科大学長は最初からの委員であった)、私立大学5名であったが、この協議会は旧制大学設置審査内規の手直しのための諮問委員会的性格を持っていた。ところが協議会発足後約2か月たった同年12月に、教育刷新委員会では、大学を4年制として設置すべきことを建議したことにより、翌22年1月の会合からは、旧制内規の手直しから、新制4年制大学設置基準を審議する方向に性格を変えた。従来この協議会は文部省が直接運営にあたっていたが、同年3月の会合から協議会が独自に座長を選び、自主的に会の運営にあたる方式をとることとなり、和田小六東京工業大学学長が座長となった。この日を境にして協議会は、文部省の諮問機関から独立した民間の団体として新制大学設置に関する基準の設定にあたる機関となったのである。

また、5月12、13の両日この協議会を拡大した「大学設立基準設定連合協議会」が

旧制大学46校を集めて開かれ、この協議会が、自主的団体であることが強調されると共に、協議会を全国組織に拡大すること、大学基準適用のための協会を結成する具体案を作成することの２項が確認された。そして、同年７月８日に大学基準協会と改称した創立総会が開催され、国立17、公立２、私立27の計46大学が、これに参加したのであった。

一方、大学の設置に関しては、学校教育法第60条にもとづいて大学設置委員会を設置することが義務づけられたが、同年12月に第１回総会が文部省において開催され、翌昭和23年１月には大学設置委員会官制が公布された。この委員会は、文部大臣の監督に属し、その諮問に応じて大学設置の認可と博士その他の学位に関する事項を審議すること等となっている。

学校教育法の公布によって大学教育の方向が打ち出され、新しい大学の基準を具体的に設定することが次の段階の仕事となった。

大学基準協会は、教育刷新委員会の建議をもとに、大学基準設定の作業を行い、昭和22年７月８日に大学基準を設定した。その趣旨によれば、大学は最高の教育・研究機関であり、その機能を十分発揮できるよう一定の基準に基づき設置され、この基準は、大学の最低の基準を示すもので、新設校は勿論、現存大学にも適用され、この基準をもとに整備拡充をはかることとされた。そして学校教育法および同法施行規則に決められた内容を含むことは勿論、11項にわたる基準が設けられた。しかし、本来大学の最低基準とされたこの基準は、後に大学を設置申請しようとする学校に結果的には逆の基準となって、当初の目的からずれてゆく傾向が生まれてきたといわれている。

大学設置委員会は、大学基準協会の作成になる大学基準を採用して、「大学設置基準」を答申し、ここに新制大学設置認可の基準が決定された。

このように、大学基準協会と大学設置委員会との強い結びつきについて文部省は、23年１月発行の『日本における高等教育の再編成』において、次のように説明している。

大学設置委員会の「委員は45名でその中22名は前記の大学基準協会がその会員中から推薦することになっている。この委員会では大学の設置認可に関する一般方策を決定するが、認可の基準としては最も有力なる原案として大学基準協会の定めた案を採用することになるであろう」。設置委員会が適当と認めて大学の設置を答申した場合に文部大臣が設置を認可するが、「十分に相当な理由のある場合でなければ文部省は之を取り消すことはできない」。また大学設置委員会のほぼ半数の委員を、民間の団体

として運営されていた大学基準協会の委員が占めていたことは、大学設置認可行政が民主的に行われることを約束するものであった。

3.　一県一大学方針の確定

高等教育に関する方針が着々整備されつつあったさなか、文部省ではすでに昭和22年2月に、小・中学校は22年度、高等学校は23年度、大学は24年度（12の公私立大学は、ＣＩＥの強い指導のもとに23年度から開校）から実施する旨の新学制の実施方針を打ち出したが大学、高等専門学校では、どのような形で大学を設定するかについて試行錯誤の段階にあった。そのような時期の11月4日『東京新聞』が、官立大学、高等専門学校を地方に委譲する案のあることを報道したため、教育刷新委員会、全国大学教授連合、全国学生自治連合等から強い反対の声があがり、地方自治体および地方議会でも反対の意思表示があった。

事実、新しい教育制度のもとに教育の機会均等を実現してゆくためには、教育委員会法の制定にともなって官立大学10校を除いた高等教育機関を地方に委譲する計画があったのである。教育刷新委員会では、同年12月27日の総会において、大学の地方委譲反対、自治尊重、中央教育行政の民主化について議決し建議した。その地方委譲反対の理由は、都道府県に設置された地方教育委員会は、日本の現状から考えて大学の任務遂行の理念に十分な理解を持つ水準にはなく、地方の政治的利益本位の事情に動かされて、大学の自由と自治を保障できないこと、大学、高等専門学校等は全国的視野にたって配置されてきたこと、都道府県市等地方財政面からも大学を維持することが困難であること等が主な内容であった。このような理由によって、ついに実現をみなかった。

ＣＩＥ当局は、しかし、教育の機会均等と近代以降の日本社会に担っていた特権、大学の大都市集中等にてらし、その悪弊是正のためには、各府県に大学を設置する必要があるとして「日本の国立大学編成の（再考せられたる）原則」11か条を文部省に提示した。そこでは、一府県一国立複合大学設置の方針が明確に打ち出され、文学部、理学部を別個に設けず文理学部に統一すべきこと、専門職能的学部は単独に設けてもよいとする等を基本とするものであり、新制地方大学像が比較的明瞭に浮かびあがってくる。文部省は、これにもとづいて同大学の実施計画を立案し、11原則をまとめた。

さて、昭和23年(1948)6月22日文部省は、国立大学設置に関して「新制国立大学

実施要綱」11原則を発表した。その内容を略記すれば、次のようになる。

新制国立大学の実施にあたっては、その大学が同一府県内の同一都市又は同一の場所にあることが望ましいが、現状に沿わないものがあるので、現在の学校の位置、組織、施設等の実状に即して、次の諸原則によって切替え、なるべく経費の膨張を防ぐと共に、大学の基礎確立に努める。

(イ) 新制国立大学は特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き、同一地域内の官立学校は合併して一府県一大学の実現をはかる。

(ロ) 学部又は分校は他の府県にまたがらない。

(ハ) 各都道府県には必ず教養と教職に関する学部か部をおく。

(ニ) 組織施設は現在の組織施設を基本に、逐年充実をはかる。

(ホ) 女子教育振興のため特に新制女子国立大学を東西２か所設置する。

(ヘ) 別科の他当分２年または３年の修了で義務教育の教員養成課程を置くことができる。

(ト) 公立学校を合併する場合、所要経費を地方当局と協議して定める。

(チ) 名称は原則として都道府県名を用いる。

(リ) 教員は編成する学校が推薦した者の中から大学設置委員会の審査を経て選定する。

(ヌ) 原則として第１学年から発足する。

(ル) 新制国立大学への転換にさいし文部省はできるだけ地方及び学校の意見を尊重し、意見不一致の場合または条件が整わない場合は、学校教育法第98条により、旧制のまま存続する。

(イ)に言う特別の地域は人口300万人以上の線を基準としている。この文部省の基本方針の策定によって、同年７月31日には69校の国立大学、24校の公立大学、123校の私立大学、所管未定３校、計219校が大学設置の申請を行った。

第２節　教育民主化の動向

1.　教育民主化の基盤

日本国憲法が公布されたのは、昭和21年11月３日であるが、同憲法第23条には「学

問の自由は、これを保障する」と規定した。そして学問の自由を保障するためには、大学の自治を保障することが前提され、教官にあっては、教授会の議決権が尊重され、かつ教授会は、戦前のように教授のみの構成ではなく、助手をも含めた組織となり得ることが「学校教育法」で規定を受けるにいたった。また学生にあっても、憲法の規定する学問の自由、思想信条、集会結社の自由等の規定が学園の自治の基礎的要件となるという法的保障が与えられた。

教育刷新委員会は、さきにふれたように、戦後の教育改革に関して多くの重要な建議を行い、行政の場に生かされたが、昭和23年４月９日、第64回総会においては、「大学の自由および自治の確立について」の建議が採択された。

教育刷新委員会の建議は次のようなものである。「学問の教授及び研究の中心機関である大学は、その使命を達成するためには、大学の自由と自治を確立する必要があり、大学は従来の如き政府の官僚的統制と圧迫を排すると同時に、学問に対する理解を欠く社会的勢力の干渉を防止しなければならぬ」そのためには、大学の適正な運営を保障する方法を講ずる必要がある。そのために国立大学においては、次のような措置をとらなければならない。(A)大学の教育および研究については、教授会(評議会)が審議し、(B)教授、助教授の任免は、教育刷新委員会が決議した教員に関する身分法に基づき、教授会が選定した者を当該大学の学長の具申に基づき主管大臣が発令し、(C)学長は教授、助教授その他の職員によって選定された者を中央教育委員会の議を経て主管大臣が任命する。学部長は学部の教授の中から教授会によって選定された者を、学長の具申に基づき主管大臣が任命する。(D)予算の作成、施設その他大学の運営については、中央教育委員会の議を経て主管大臣が実施監督する。また、国立大学の自治的運営を有効ならしめるために教授会（評議会）の他に商議会（カウンシル）を設ける。なお商議会に関しては、不明確な点もあって実現されなかったが、その他の建議事項は、その後の経過が示すように、大学運営の自治を保障するものとして、学問の研究・教育の自由を確保する基礎となったのである。

また昭和21年12月に結成された大学教授連合の動向も、これらの問題に大きな影響を与えたのであった。

次に戦後の学園民主化運動のさきがけとなったものの一つに学生運動がある。

G.H.Qの指令と相前後する時期に、静岡・水戸高等学校や、東京物理学校・法政大学、日本医大・佐賀高等学校等で、教官の戦前戦中の軍国主義的言動に批判が起り、学内民主化運動が盛んとなった。

これらの学生層の動向は、学生の地域的あるいは全国的な組織を結成させる要因と

なり、全国的な運動を展開させてゆくことになったのである。

2.　千葉医科大学の民主化の動向

千葉県内においては、千葉医科大学の学園民主化運動が、県内学生運動のさきがけであった。昭和20年12月１日、第１回学生大会が開かれ、同月６日の第２回大会で「大学教育の現状を黙視し得ず、従来の封建制度を打開し、真に学園の自主的体制を確立し、学生本来の目的たる学問の自由を獲得」するため、次のような５項目の決議を行った。

(1)報国会の解散と学生の自治組織たる学友会の設立、(2)教授会の公開、(3)学生の自由を束縛せる諸規定の改廃、(4)学部、専門部授業充実のため専門部の分離、(5)図書館規程改廃により学生委員の参加

これらの要求事項中、特に２項、５項は他大学出身の教授のみによって構成された教授会に対する、いわば「民族運動」の色彩の濃い大学運営の民主化運動であった。

学生大会終了後20名の代表は小池学長にこの要求書を手渡したが、教授会は、学友会の設立、諸規程の改廃、医専の分離は認めたものの、本課題であるべき教授会の公開と図書館運営の学生参加を拒否した。学生は要求の全面的貫徹のための実行委員会を構成して教授会との交渉を続行することとなった。

このような「民族運動」的色合いを持つ要求は、教授以外の一定の支持を得たが、昭和21年３月、助教授、学生代表からの全学協議会開設の提案に対して、教授会は、大学内の意志疎通の機関としてその有効性を認め、この協議会を設けることを決定した。会議は、教授部、助教授講師部、教室員部、学生生徒部、薬専部、事務技術員部、看護部からそれぞれ数名ずつ選出された計40名の協議員によって構成され、学長がこの議長となり、毎月１ないし数回開催され、必要に応じて教授会にその代表を出席させ得るものであった。

かくして４月から協議会の開催をみたが、５月の協議会において、本協議会の学内公開、人事問題の討議等を希望したが、教授会はこれを拒否した。また翌６月には、教授人事の選考に助教授、教室員の参与と候補者の公表を求め、これに対して教授会は、教授選考に関して助教授、講師の関与は認めたが、候補者の公表は認めない態度を明らかにした。７月17日にいたり、特に強硬な態度を持ち続ける教授を糾弾すべく「全学民主化大会」が開かれた。

「終戦以来学内の明朗化に努力して来たが、少数の教授によって妨げられ、学園の

民主化に一大障害であった。よって学内民主化大会を開催し、不信任教授の退陣を要求する。」

このような決議を、大会の名において声明し、不信任投票数の最も多かった教授3名に対し退陣要求書を手渡した。

地方紙はこれに関して、「同大会は東大と並んで古い歴史を持ち、官立大学の不信任教授追放は全国初めてのことで、官僚的封建制の打破に敢然と起上ったもので……日本民主化にも重大な示唆を与えるものとしてその成行は各方面から注目されている」と報道したほどであった。退陣を求められた教授の教室では、学内民主化の基本線には賛成しつつも、教授退陣には反対し、そのため学内にはデリケートな空気が醸成された。この空気は、学生のなかにも反映し、同年9月6日に開かれた第3回学生大会において1年生のなかから教授追放反対の意見が出、学生大会が流会するというような、意見の対立を派生させるにいたった。

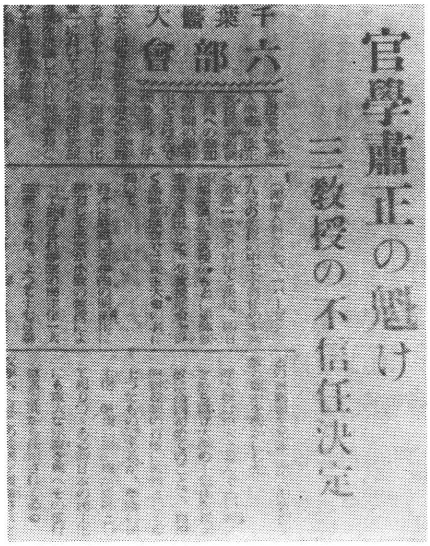

官學肅正の魁け
三教授の不信任決定
千葉醫大
六部會

医大民主化大会開催

この問題は公となり文部大臣田中耕太郎は、学内民主化要求を政治運動と看做し、教職員にはその宣伝を禁止し、学生に対してはその程度に応じて処断することはやむを得ないとした。

他方教授会は、10月にいたり妥協策として専任講師以上からなる「教官会議」の設置を認めた。しかしこの会議は、人事権等重要と見られる内容の権限はなかったものの、さきの諸要求が、今後徐々に教官会議に反映されるものと考え、11月15日の第2回学内民主化大会において教授不信任要求は撤回した。

このような半年におよぶ運動において、要求を掲げて運動の前面に立った助教授は辞表を提出したが、教授会はこれを撤回させ円満解決とはなった。

3.　医科大学従業員組合の結成と活動

昭和20年12月、労働組合法が公布され、翌年3月に同法が施行されたが、千葉県内においては、この法律が公布されるより以前の10月中、すでに京成自動車部奥戸営業

所、日本通運、千葉郵便局等で労働組合が、これに続いて県内各地には、労働組合、教職員組合が結成され、21年1月段階で二十数組合が結成された。これと同時に市部を中心に各地で消費組合がつくられ、食糧危機突破、あるいは行政当局その他の不正摘発の大会が開催された。

千葉医科大学では、昭和21年（1946）5月14日夜、夜勤の30名を除く婦長以下138名の看護婦が校内に集会し、「看護婦組合」創立大会を開き、(1)待遇改善（17項にわたる生活要求）(2)病院内の非民主的反動分子の粛清追放、(3)看護婦組合の認可および団体交渉権の確立、(4)首切り絶対反対、等の4項目にわたる要求を決議し、同月20日に、小池学長に代表が手渡すことになった。

この看護婦組合結成の事実が医科大学内に伝えられるとともに、助教授以下450名の従業員を含む「千葉医科大学従業員組合」が新しく結成されることとなった。

看護婦組合が結成された後、食糧危機に際し、この問題をめぐる不正が話題となっていた6月に、全寮制であった看護婦と入院患者の食事賄に不正があると主張する看護婦側は、6月22日に荒木病院長および事務官と交渉し、(1)賄部の徹底的改善、(2)若しくは今後看護婦による食堂管理、(3)食費の現金支給、(4)食糧危機に対処する病院当局の態度、等について回答を求めた。食糧危機に端を発し、賄の不正摘発へと進んだ看護婦組合の病院当局との交渉は、病院内における看護婦の果している役割の明確化と、それに伴う責任の分担、およびそれらと関連した人権の主張に、実は要求の本質があった。

ほぼ時を同じくして結成された看護婦・従業員両組合は、それぞれ独自の要求を掲げて運動を展開していたが、学内民主化、生活権擁護等要求の共通する部分も多く、より大きい力を発揮するため「団体協約」を締結するに際し、統一体結成の方針が、両組合から出され、10月12日の大会で統一が決定した。この規約の改正、消費組合設立、事務講習会、地方議会選挙の諸議題も議決された。

第3節　千葉総合大学の建設

1. 関東連合大学建設運動

昭和22年3月、教育基本法、学校教育法が公布され、これと並行して新しい大学の設置基準の審議が進められた。当時高等教育機関に在籍する学生は、自ら所属する学

校が、戦後の新しい状況にどう対応し変質してゆくかには多大の関心をもち、特に単科の官立大学として長い伝統を持つ千葉医科大学の学生は、単科のままでゆくか、総合大学に内実を変えてゆくかに大きな関心を払った。

昭和20年の末から始められた学園民主化運動は、助教授、講師の参加をみたが、学生については、その果すべき主体的役割に関して、自覚を呼び起した。この自覚が、学生のなかに活発な活動を盛りあげ、翌昭和22年の４月以降、連合大学構想の問題が、先ず学生のなかから提起された。４年、３年、２年が主として会合を持ち、具体的構想が真剣に討議された。

総合の対象となるべき官立大学は、千葉医科大学をはじめ、東京工業大学、東京商科大学、東京文理科大学で、いわゆる四官大連合構想である。各大学から５～６名の委員が選出され、全体で20名程度の委員によって対策委員会が構成された。委員会の集りは、各大学のほぼ中心に近いお茶の水に近い大学において行われ、対策会議は数度に及んだと言われる。

この委員会では、連合大学構想具体化の可能性の有無につき、外国の大学制度をＧ．Ｈ．Ｑで調査し、かつ、助言を得たり、また、文部省にも出向いて、日本国内においてこの構想が成り立つかどうかの実態、あるいは法的側面を調査する等の行動がかなり活発になされた。

同時にその具体化の方向として、講義の編成に関しても、どの大学のどの教授の授業を受けるかについての計画も検討が加えられた。

このような活動は、教官よりもむしろ学生の方に熱意があり、東京大学を念頭に置いて水準の高い、より内容の充実した大学を創出し得るかに学生の意識が集中していたようで、一般の地方大学にみられない優越した総合大学の創出は、学生に大きな魅力を与えていたのである。

一方千葉医科大学の教授会においては、この問題に関する学生の動向について、どのように対応すべきか、正式に教授会の議題として討論がなされたことはなく、当時の小池敬事学長は、四官立大学構想にはむしろ反対の態度を取っていたといわれている。

千葉医科大学本部

昭和23年(1948)３月の千葉県議会では、四官立大学連合構想は、最も優れた方法ではあっても「余りにも千葉県の総合大学としての特色が薄く」「県民に親しみなき総合大学が成立」するとする意見が出された。

同年の６月、前後してＣＩＥと文部省から、いわゆる一県一大学の建設方針が打ち出されたことによって、関東連合大学建設構想は、構想の域を出ず、一つの波紋を残して消えた。

2.　千葉総合大学建設運動および地方議会の対応

まず官立大学・専門学校の地方委譲反対運動についてみてみたい。

千葉県においては、県の振興４か年計画推進の一環として「県振興計画協議会」に当面する重要諸問題の答申を求めた結果、昭和22年10月、協議会は10項目の答申を行ったが、その１項に「千葉市内に総合大学建設の促進」があった。

すでにこの時期には、千葉師範学校を千葉学芸大学に昇格させるため、内外あげての運動が具体化しつつあった。したがって、ここにいう総合大学建設促進案は、千葉医科大学、東大第二工学部等の総合化を内容に含んだものであり、これを県の施策の柱にすえたことは、重要な意義があった。

ところが、同年11月には官立大学の地方自治体委譲問題に対して、教育刷新委員会をはじめ全国的な反対運動が展開された。

千葉県内においても、まず千葉医科大学では教授以下学生にいたるまで大学存立の危機を感じ、教授会６名、助講会（助教授・講師）４名、学生20名からなる実行委員を選出して、各方面に交渉を展開しはじめたが、翌年１月には、学生側は、学生大会を開催して反対決議を行い「歎願書」を作成し、学生対策委員が文部省とＧ.Ｈ.Ｑに提出した。

その内容は次のようなものであった。

「従来文部省によって高度に中央集権化された教育制度は、独善的な官僚閥によって多大の悪弊を受けて来たが、此度の学制改革は吾々の希望するところであり、現在の日本において委譲問題を直ちに実行することは、かえって大学の自主性をおびやかす危険があり、学問水準の低下は必至と思われる故に、

１、大学の使命の一つとして真理の探究と人類福祉のため文化水準を向上させ、国際的発展を遂げなければならない。殊に医学教育に於てはこの使命は極めて重大である故、大学は全国から選ばれた多数の有能な指導者によって一方的でない広い視野

をもった立場から行われなければならない。

2、地方文化の向上を計るため新制大学には賛成であるが、本県の場合、6・3・3制にも耐え得ることの出来ない経済事情から、当然本大学の委譲は運営上行詰ることは明らかであり、以上の事情に照らしても大学の地方委譲化は、その本来の使命である教育文化向上に相反するものであると思われる。ここに意見を具申し、一層の御協力と御援助をお願いする次第である。」

また、1月17日には、千葉県会の反対の意思表示のあとを受けて、教育委員会は会合を開き、その場において、(1)県は財政面で千葉医科大学を経営することは困難である、(2)総合大学問題は、設立委員会を設けて大学側と緊密な連絡を行って対処する、(3)従って、官立大学地方委譲には反対する、その意思表示として1月19日に文部省と反対交渉を行う、ことを決めた。

これより先、同月13日、千葉医科大学における地方委譲反対大会の後、小池学長は記者会見を行い「財政面で経営が出来るかどうかは疑問であり、また全国的な学術の需要の考慮から建設された千葉医大がたまたま県にあるからといって県に移管し、地方教育委員会というような狭い範囲の中に置き換えることは、大学設立の本質と学問の自由というところから不合理である。総合大学問題については、具体化される段取りとなっていないが、いたずらに封建的な学閥、校系にとらわれず、大局的見地から学問の進歩のために関係各校と交渉を続け、円満に新制総合大学を創立する考えだ」との見解を明らかにした。

このようにして事態の推移は、千葉県内に総合大学を建設する方向に進んでいった。

3.　総合大学設置運動の展開

大学の地方委譲反対運動が強力に展開されていた昭和23年3月、千葉医科大学においては、国立総合大学建設について二つのプランがあった。一つは学生側の提起した関東連合大学構想、いま一つは、小池学長の推進する県内所在の大学、高専の総合化、すなわち、医科大学を核とし、東京大学第二工学部、千葉師範学校、松戸市にあった東京工業専門学校と千葉農業専門学校を総合した新制国立大学建設プランであった。

同年2月定例県会（3月10日）において、千葉県の産業振興と教育水準向上のため、総合大学創設の必要性と具体化を県当局に強く迫った田辺議員（医師）の質問に

対し、当時の石橋副知事は、医科大学を中心に東大第二工学部と浦和高等学校を総合した総合大学案を立て、両校との交渉を進めたことを述べ、東大は第二工学部を教養学部の一部へ転用する方針であるとの理由で南原東大総長の同意が得られず、交渉が不調に終ったことを報告した。

当時、医科大学では、県当局と連携しつつも、すでに記したように一方では教授の一部をも含み、助講会、学生から選出された総合大学設置対策委員が、関東連合大学構想のもとに活動を展開していたが、同時に県内所在の大学専門学校の医科大学を中心とした総合化の推進がなされた。しかし、ここでも東大の反対にあって総合化が成立せず、松戸の千葉農業専門学校のみが唯一残された対象となったため、３月５日文部省における12国立大学の新制切換えに関する会議では、医科大学は、単科大学（医学・薬学に分科）として進む方針であることを明らかにせざるを得なかった。

さて、大学の地方委譲反対運動の過程で県と医科大学あるいは各専門学校との交流が行われ、委譲問題が実現不可能の見通しとなった４月下旬以降は、それではその先どのような対処の仕方があるのかについての方法の具体化を県当局、各大学、専門学校に迫る形となった。

第４節　千葉学芸大学創設運動

1.　学芸大学創設後援会の発足

新教育体制創出に向けて法律が公布され、小学校から大学に至る一環した教育の方向が制度的に保障され、昭和22年４月から６・３制の義務教育を新しい教育理念に沿って行うに伴って、多くの優れた人材の育成に力を注ぐ必要があった。

「千葉学芸大学創立後援趣意書」においては、学芸大学は、小学校と「新制中学校」との教員養成を主とする大学で、「新時代の教員は、より広い一般教養とより深い専門的研究と、より高い教育技術とを持つ教育的情熱に燃える人」でなければならないとされ、高い理念がかかげられている。

千葉師範学校は明治７年（1874）開校以来県内文化の向上に貢献してきたが、その設備内容が時代の進展に遅れをとるに至ったことは否めず、特に女子師範学校は戦災のために全焼し、また荒廃した施設設備をもってしては、学芸大学への転換は困難で

あった。そしてまた県下に６・３制を完全に実施する根本的組織の問題として二つの要素があったのである。「一は校舎の設備を整えることであり、 他の一は必要な教師にその人を得ることである。」 この観点に立って 学芸大学の創設が意図されたのであり、その当初から義務制教育に要求される優れた教師を県下各地に適正に配置し、新時代に即応した教育の実をあげることが緊急の要請であり、師範学校の教官と県の行政当局者の間でこれが討議立案され、打出されていったものである。

即ち教員の養成を本務とする師範学校自身としては、教育改革を機会に大学に昇格する以外に方法はなく、ここに中等学校から専門学校、そして大学への発展が比較的短期間に実現する道を歩みだすこととなった。

千葉師範学校では、昭和22年６月11日大岡学校長のもとで、若干名の教官が学芸大学設立準備委員となり、荒井栄、加藤三郎の２教官が幹事となって、創設されるべき学芸大学の規模、施設設備、費用の調達方法等の計画作成に心血を注いだ。その結果成案となったのが「千葉学芸大学設置要綱」である。

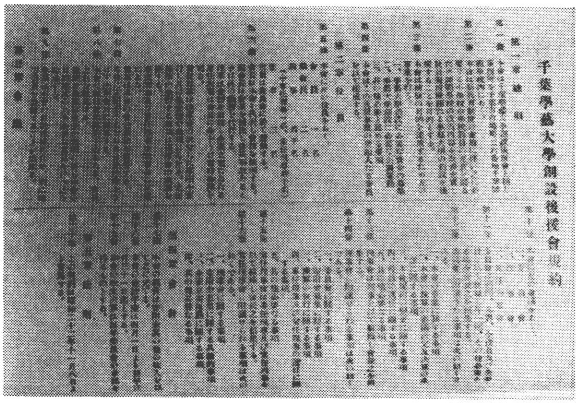
千葉學藝大學創設後援會規約

学芸大学創設後援会規約

この要綱によれば、大学の位置は、師範の男子部、女子部、青年師範のある千葉市市場町および印旛郡千代田町四街道とされ、学級数は、男女共学で本校32学級、生徒数1,280名、附属学校として中学校18、小学校24、幼稚園６とされた。

設備の概要は、施設費本校1,300万円、附属校700万円、備品費本校630万円、附属校130万円、図書費本校135万円、附属校15万円、その他事務通信費90万円の合計3,000万円と、多額の費用を必要とした。このようにして整えた施設設備を国へ寄附し、それによって千葉師範学校３校を千葉学芸大学に昇格させるよう文部省へ働きかけようとするものである。

ひと口に3,000万円といっても、敗戦間もない昭和22年当時としては、そのような多額の資金を募ることは容易なことではない。学芸大学準備委員の教官達は、千葉県当局および、県内の政・財界をはじめ、市町村、師範学校の同窓会、附属学校の父兄や同窓会、一般市民等、県内あげてこの問題に取り組んでもらう必要を痛感していた。そのため、当時師範卒業生で県会議員であった人々に、参集してもらい、学芸大

学創設の諸事情・諸条件を説明し、積極的な援助を要請した。

また県議会、市長会、市議会、町村長会等との会合は勿論、教職員組合、県行政当局、新聞各社等との会合も前後50回にものぼったのである。学芸大学設立準備委員の大学昇格にかけるすさまじい熱意がうかがわれるのであった。

昭和22年11月８日、師範学校内に委員会が発足した６月11日から数えて５か月後、正式に「千葉学芸大学創設後援会」が発足したのであった。

2.　設立準備金の募金活動

後援会発足後事務局が師範学校の校舎の一角に置かれ、専任理事が事務統括することになった。すでに記したような3,000万円の募金のためには、県内各界の有力者を役員に集める必要があった。504名という驚くべき役員の多さは、募金活動の困難を予想した上から企画されたものであろうが、県内教育に長期にわたって定着した師範学校の存在を背景としてはじめて可能となるものであった。また県内各界の学芸大学創設にかける意気込みは、戦後教育改革に現れた熱気の反映であったと考えてさしつかえない。

さて、3,000万円の募金の計画は、昭和22年から24年までの３年間に完了することをめどとして、その対象と額を次のように定めた。

2,000万円	各市町村（１戸50円）
300万円	男女師範同窓会員（１人600円以上）
540万円	県下在職小中学校教員（１人200円以上）
560万円	師範生徒父兄（１人600円）、附属児童父兄（１人400円）、師範学校教職員（１人600円）、有志（１人１万円）

この募金方法の内、３分の２を占める2,000万円は、各市町村を通じて集めるもので、県下各戸平均50円という額であった。実際に各戸から募金することは不可能に近いことであったため、市町村では、予算に組み込むことで全面的に協力する場合が多かった。このような協力を得るために、学校側と後援会は、一体となって各方面にツテを求めて協力依頼を精力的に行った。

しかし辺地に入り込んだ「山の中の学校」では、募金に応じたからといって大学を出た良い先生が来てくれるかどうか危惧する向きがあり、必ずしも予定した通りに募金が進んだわけではなかった。特に昭和22年度においては、生徒児童関係53万6,900円余が寄附の大部分をなしており、特志寄附を含めて55万円余を募金し得るに過ぎな

かった。

翌23年度に入ると、一県一大学方針が確定し、千葉大学創設が決定をみ、千葉師範学校を含めて在葉大学専門学校の統合が明らかとなったが、その一端の責任を果すために、募金事業は従来通り継続することが役員会において確認され、県下各市町村およびその他の予定された方面へ協力依頼が再び発せられた。

昭和24年5月から千葉大学学芸学部として大学に昇格し、強い希望のもとに始められた学芸大学昇格運動は、ここに別の形で実現を見たのであった。このような昇格実現によって募金運動は停止したのではなく、施設設備の充実によって、優れた教員を養成するという目的がますます明確となり、むしろはずみがつく形となって募金額は急増していった。昭和24年度までの概況を見ると、市町村33万円余、教組82万円余、職員10万円余、生徒児童80万円余、その他を含めて219万円余となった。

そして、昭和26年4月には、学芸大学創設後援会の理事会と委員会を開き、従来の事務局は閉鎖して教育学部内へ引き継ぐこととし、同時に(1)図書館建設の具体化、(2)市町村目標額の達成への努力、(3)教組及び同窓会寄附金の目標額の達成、(4)県内外の特志寄附者の訪問による協力の懇請、という4目標を決定した。かくて同年9月には再び学芸大学創設後援会長および教育学部長名で関係方面への要請が発せられた。その結果というべきであろうか、主として市町村において募金が強力に進められ26年度末までには、実に1,207万余円を集めることに成功した。それは教育学部の教官が、郡別責任者となり、市町村へ熱心に働きかけを行ったことを強調しなければならないが、同時に市町村の側では募金目標額を予算化する努力をなして、これに応えたことによることは明らかであった。しかも、父兄、教組、特志家等々この運動に参加した人々の熱意の結晶が、当初予定した目標額へはおよばなかったものの、多くの寄附となって結実したのであろう。

3．研究室図書備品の充実

学芸大学創設後援会の募金は、昭和26年度末をもって大方の活動は終了した。その後27年、31年に若干の寄附があり、合計1,211万9千円余となり、利子の598万8千円余を含め、1,810万7千円余が収入の総計額となった。支出は、資本的支出557万4千円余、消費的支出628万9千円余となり、なお624万2千円余が、昭和46年（1971）10月20日までの差引額として経理に残された。資本的支出の主たる内容は、いうまでもなく備品および図書の購入にあてられたものであった。

表１―１　学芸大学創設後援会経理状況

昭和46. 10. 20

収　　入	寄　　附	12, 119. 085. 00	18, 107, 399. 98
	利　　子	5, 988, 314. 98	
支　　出	資本的支出	5, 574, 609. 30	11, 864, 541. 39
	消費的支出	6, 289, 932. 09	
差引残高			6, 242, 859. 00

教育学部の教授会は、同年12月16日に「千葉学芸大学創設後援会の寄附金の使用方法について」として残金の使用に関する決定を行った。それは寄附者各位の強い希望を考慮し、図書の購入資金に充当することとし、学術上価値の高い図書を一教科50万円を限度して購入することが決められた。そして翌47年６月30日にその監査報告がなされると共に、常任理事会の名において、「千葉学芸大学創設後援会始末記」なる冊子1, 000部が印刷され、各方面へ配布することで長期にわたる活動を閉じた。「学芸大学文庫」とも称すべき貴重な図書が永く教育学部のなかに残されることとなったのである。